

令和 7 年度

教育委員会に関する事務の管理及び執行 の 状 況 の 点 検 ・ 評 価 報 告 書



「豊かな自然の中でみんなが創る笑顔輝く元気なまち」

令和 8 年 3 月

曾於市教育委員会

はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正により、平成20年4月から、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表する必要があります。

このため、本市教育委員会では、「教育に関する学識経験を有する者の知見の活用を図る」ため、学識経験者、保護者、関係団体で構成する「曾於市教育委員会の権限に属する事務の外部評価委員会」を設置し、教育委員会の事務の管理・執行状況について、毎年点検及び評価を実施しています。併せて、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、市のホームページで公表しています。

点検及び評価の具体的な項目や指標については、国で項目等は定めず、各教育委員会が、その実情を踏まえて決定し、議会や地域住民の意見を受けて改善を図ります。

本報告書は、効果的な教育行政の推進と市民への説明責任を果たすため、法第26条の規定に基づき、令和7年度に実施した施策及び施策を構成する事業に係る事務の管理・執行状況についての点検及び評価を行ったものです。

曾於市教育委員会は、この点検及び評価の実施を通じて、施策の効果の検証と改善（PDCAサイクルの確立）を図りながら、教育環境を整備・充実するとともに、教育施策を着実に推進していきたいと考えていますので、皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和8年3月

曾於市教育委員会

曾於市教育委員会の権限に属する事務の外部評価委員会委員

No.	役職名	区 分		氏 名
1		財部地区	保護者	下 川 あ ず さ
2		末吉地区	主任児童委員	池 田 眞 由 美
3	副委員長	末吉地区	保護者	丸 山 雄 二
4		大隅地区	保護者	林 康 幸
5	委員長	学識経験者	南九州大学教授	早 川 純 子

目 次

1 教育委員会の活動状況について

- (1) 教育委員の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- (2) 教育委員会の会議の開催状況・・・・・・・・・・ P 3
- (3) 教育委員会委員の活動の概要について・・・・ P 7
- (4) 成果と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8

2 教育委員会に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書

- (1) 点検・評価の流れについて・・・・・・・・・・ P 8
- (2) 評価の方法について・・・・・・・・・・ P 9
- (3) 点検・評価項目について・・・・・・・・・・ P 9

◎ 点検・評価報告書

☐ 教育総務課実施事業

- ① 曾於市学校給食センター施設整備事業・・・・・・・・ P 12

☐ 学校教育課実施事業

- ② 部活動地域移行推進事業・・・・・・・・ P 14

☐ 生涯学習課実施事業

- ③ 民俗芸能団体補助金・・・・・・・・ P 16

3 参考資料

資料 1 点検・評価に係る経過・・・・・・・・ P 18

資料 2 曾於市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況
の点検及び評価の実施に関する規則・・・・・・・・ P 20

1 教育委員会の活動状況について

(1) 教育委員の状況

ア 令和8年3月1日現在の委員数 5人（男性4人、女性1人）

イ 現教育委員

職 名	氏 名	委 員 任 期	備 考
教 育 長	中 村 涼 一	R 6 . 6 . 27 ~ R 9 . 6 . 26	②
職務代理者	川 畑 和 徳	R 4 . 10 . 5 ~ R 8 . 10 . 4	③
委 員	藤 清 道	R 7 . 12 . 27 ~ R 11 . 12 . 26	①
委 員	地主園 栄美子	R 5 . 10 . 5 ~ R 9 . 10 . 4	②保護者
委 員	比 良 淳 也	R 6 . 12 . 27 ~ R 10 . 12 . 26	①保護者

注 備考欄の丸数字は、期数を表す。

(2) 教育委員会の会議の開催状況

ア 開催回数

(ア) 令和7年度（令和7年）

① 定例会 12回（12回）

② 臨時会 1回（1回）

イ 定例教育委員会及び臨時教育委員会での議案件数

(ア) 令和7年度（令和7年）

① 議 案 50件（37件）

② 報 告 29件（34件）

ウ 会議録の作成方法

録音による会議録作成

エ 定例教育委員会及び臨時教育委員会における主な審議内容

区分	開催日	付 議 案 件 等
令和7年 第4回(4月)定 例会	R7. 4. 10	1 議案 (1) 曾於市特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部改正について (2) 附属機関に係る委員の任命又は委嘱について (3) 曾於市文化財の指定について 2 報告 (1) 教育委員会事務局職員の人事異動について (2) 教育委員会による後援について (3) 就学指定変更の申し立てについて (4) 区域外就学の届出について

区分	開催日	付 議 案 件 等
		(5) 区域外就学の願い出の協議について
第5回(5月)定例会	R7. 5. 12	1 議案 (1) 曾於市育英奨学資金貸与条例の一部改正について (2) 曾於市奨学生推薦委員会設置条例の一部改正について (3) 曾於市育英奨学資金貸与条例施行規則の一部改正について (4) 曾於市財部中央公民館改修本体工事請負契約の締結について (5) 財産の取得について (6) 附属機関に係る委員の委嘱について (7) 令和7年度一般会計補正予算(第1号)について(教育費) 2 報告 (1) 令和6年度一般会計補正予算(第10号)について(教育費) (2) 教育委員会による後援について (3) 就学指定変更の申し立てについて
第6回(6月)定例会	R7. 6. 9	1 議案 (1) 令和6年度教育委員会に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書について (2) 附属機関に係る委員の任命又は委嘱について 2 報告 (1) 教育委員会による後援について
第7回(7月)定例会	R7. 7. 10	1 議案 (1) 令和7年度一般会計補正予算(第3号)について(教育費) 2 報告 (1) 教育委員会による後援について (2) 就学指定変更の申し立てについて
第8回(8月)定例会	R7. 8. 12	1 議案 (1) 曾於市スポーツ関係団体補助金等交付要綱の一部改正について (2) 令和7年度一般会計補正予算(第4号)について(教育費) 2 報告 (1) 教育委員会による後援について (2) ALTの帰国・新規来日について (3) 就学指定変更の申し立てについて (4) 区域外就学の願い出の協議について
第9回(9月)定例会	R7. 9. 10	1 議案 (1) 末吉小学校校舎改築本体工事請負契約の締結について (2) 末吉小学校校舎改築電気設備工事請負契約の締結について

区分	開催日	付 議 案 件 等
		て (3) 末吉小学校校舎改築機械設備工事請負契約の締結について (4) 財部中央公民館改修本体工事請負契約の変更について 2 報告 (1) 教育委員会による後援について (2) 就学指定変更の申し立てについて (3) 区域外就学の願い出の協議について
第10回(10月)定例会	R7. 10. 10	1 議案 (1) 附属機関に係る委員の任命又は委嘱について 2 報告 (1) 教育委員会による後援について
第11回(11月)定例会	R7. 11. 10	1 議案 (1) 令和7年度一般会計補正予算(第7号)について(教育費) (2) 附属機関に係る委員の任命又は委嘱について 2 報告 (1) 教育委員会による後援について (2) 就学指定変更の申し立てについて
第12回(12月)定例会	R7. 12. 10	1 報告 (1) 教育委員会による後援について (2) 区域外就学の願い出の協議について
令和8年第1回(1月)定例会	R8. 1. 13	1 議案 (1) 曾於市立小学校スクールバス運行管理規則の一部改正について (2) 曾於市立中学校スクールバス運行管理規則の一部改正について (3) 曾於市教育委員会会議規則の一部改正について (4) 曾於市教育委員会会議オンライン出席取扱要綱の制定について (5) 曾於市校区公民館活動補助金交付要綱の一部改正について (6) 曾於市中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について (7) 曾於市生涯学習審議会設置条例の廃止について (8) 曾於市スポーツ備品購入費補助金交付要綱の制定について (9) 曾於市全国大会等参加補助金等交付要綱の一部改正につ

区分	開催日	付 議 案 件 等
		いて 1 報告 (1) 教育委員会による後援について (2) 区域外就学の願い出の協議について
第2回(2月)定例会	R8. 2. 10	1 議案 (1) 令和7年度一般会計補正予算(第10号)について(教育費) (2) 令和8年度一般会計当初予算について(教育費) (3) 曾於市スクールスタートアップ事業実施要綱の制定について (4) 曾於市英語検定料補助金交付要綱の制定について (5) 曾於市特認校活動支援補助金等交付要綱の制定について (6) 曾於市放課後子ども教室実施要項の制定について (7) 曾於市立図書館管理運営規則の一部改正について 2 報告 (1) 教育委員会による後援について
第3回(3月)定例会	R8. 3. 6	1 議案 (1) 曾於市教育委員会特定事業主行動計画(令和7年度～令和11年度)の制定について (2) 曾於市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の制定について (3) 付属機関に係る委員の任命又は委嘱について (4) 曾於市教育委員会事務局組織規則の一部改正について (5) 曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例施行規則の一部改正について (6) 曾於市部活動地域移行推進協議会設置要綱の一部改正について (7) 曾於市立学校部活動地域移行モデル事業設置要綱の一部改正について (8) 曾於市立中学校部活動指導員設置要綱の制定について (9) 曾於市小・中学校評議員設置要綱の廃止について (10) 曾於市立学校管理規則の一部改正について (11) 曾於市学校運営協議会設置規則の一部改正について 2 報告 (1) 教育委員会による後援について (2) 就学指定変更の申し立てについて (3) 区域外就学の届出について

区分	開催日	付 議 案 件 等
第 1 回 臨時定例会	R8. 3. 9	1 議案 (1) 令和 8 年度 鹿児島県教職員の定期人事異動に関する内 申について

オ 会議運営上の主な工夫

- ① 議案、報告とは別に「その他」の項目を加え、その時々にあった課題について協議した。
- ② 定例会の会議後を使って、委員だけで自主研修を開催した。
- ③ 定例会後に講義や研修を行った。

(3) 教育委員会委員の活動の概要について（令和 7 年度）

ア 計画学校訪問（教育事務所合同訪問含む）

- | | | | |
|---------|----------|---------|-----------|
| ① 財部中学校 | 5 月 28 日 | ⑥ 光神小学校 | 9 月 12 日 |
| ② 財部小学校 | 5 月 29 日 | ⑦ 諏訪小学校 | 9 月 24 日 |
| ③ 憶小学校 | 6 月 30 日 | ⑧ 深川小学校 | 9 月 29 日 |
| ④ 柳迫小学校 | 7 月 8 日 | ⑨ 岩南小学校 | 10 月 2 日 |
| ⑤ 岩北小学校 | 7 月 16 日 | ⑩ 末吉中学校 | 10 月 14 日 |

イ 関係者との意見交換会

- | | |
|----------|----------|
| ① 総合教育会議 | 10月10日 |
| ② 市P連の集い | 1 月 31 日 |

ウ 自主研修、施設研修、事業視察等

- | | |
|--------------------|----------|
| ① 外部水泳指導視察（柳迫小） | 6 月 9 日 |
| ② 不登校の状況について | 7 月 10 日 |
| ③ 夏休み中イベントの総括・振り返り | 9 月 10 日 |
| ④ 財部中央公民館改築現場視察 | 2 月 10 日 |

エ 各種研修への参加

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| ① 市町村教育委員会連絡協議会総会 | 5 月 9 日 |
| ② 九州地区市町村教育委員会研修大会 | 8 月 21 日～ 8 月 22 日 |
| ③ 市教育センター研究協力校研究公開（柳迫小） | 10月10日 |
| ④ 曾於地区へき地小規模校研究公開（大隅北小） | 11月27日 |

オ 各種行事への参加

- ① 運動会・体育大会・入学式・卒業式等
- ② 転入新任教職員宣誓式
- ③ 市合同音楽発表会・はたちの集い・吉井淳二記念大賞展授賞式 等

(4) 成果と課題

- ア 当面する課題等については、内容の充実した資料等によりよく説明され、判断もしやすかった。
- イ 定例会又は定例会の前後において、フリートークの時間を設け、テーマを定め、教育行政全般に係る自由闊達な議論などを通して教育委員としての資質向上を図ることができた。
- ウ 議案については、審議内容を深めることと議事進行を早くするために、事前配布を徹底するように努めた。
- エ 移動教育委員会や自主研修会を、積極的に開催する。

2 教育委員会に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書

(1) 点検・評価の流れについて

ア 点検及び評価の視点

点検・評価に当たっては、次の3つの視点により進めた。

(ア) 市民等の視点

市民やサービスの受け手、関係する企業や団体などの公的サービスに対するニーズの多様化や変化を的確に把握し、迅速に対応できているか、市民等の視点に立って仕事のあり方を見直す。

(イ) コスト削減の視点

事業費や従事する職員の人件費などの経費を含めて全体経費を把握し、効率的・効果的な執行が図られているかどうかを点検する。

(ウ) 職場活性化の視点

職員が自らの仕事のあり方について評価することで、仕事を客観的に見つめ直し、コスト意識やサービス精神の改善につなげるとともに、一人一人が組織目標を常に考え、柔軟で効率性を考えた取組を進める。

イ 点検・評価シートの活用による内部評価・点検の実施

施策等の成果を分析・検証するために点検・評価シート（点検・評価規則様式第1号）を作成した。

ウ 点検・評価シートを用いた外部評価の実施

主務課長が作成した点検・評価シートによる内部評価に対して客観的な意見を述べてもらった。

エ 点検・評価報告書の作成

点検・評価シートにより内部評価及び外部評価をとりまとめ、教育委員会の会議に付議し、市議会（文教厚生常任委員会を経由して）に提出するために、

点検・評価報告書（点検・評価規則様式第2号）を作成した。

(2) 評価の方法について

ア 点検・評価の概要

- (ア) 点検・評価シートの事業名、事業の概要、事業コスト、実績と成果などの基本情報などの基本情報を記入
- (イ) 評価項目の各着眼点の評価理由・説明等の記入(評価点1～4の選択)
- (ウ) 総合評価及び評価を踏まえた事業の課題を記入
- (エ) 外部評価の実施
 - ① 評価項目の評価点の記入
 - ② 点検・評価に関するコメントの記入

イ 項目別評価

点検・評価シートを用いて事業の成果を測定するとともに課題を把握し、より良い事業の展開に向けた改善へとつなげていくため、以下の4つの評価項目について、8つの着眼点により評価を行った。

① 評価項目等の一覧

評価項目		項目の説明	着眼点（各4点満点）
1	適 応 性	現在の市民ニーズや社会経済情勢に照らして、事業の必要性があるかどうか、状況の変化に対応しているかどうかを評価する。また、必要な場合でも、市が行う必要があるのか、他の実施主体は考えられないのか、役割分担は適切かどうかを評価する。	① 市民ニーズや社会経済情勢の現状に適しているか。
			② 事業を市が行う必要性があるか。
2	有 効 性	目的を達成するために最も効果的な手法、内容、実施水準となっているか、他の方法がないかを評価します。また、この事業は施策や運営方針、その他本市で策定した各種計画・プラン・指針等の目的の実現のどの程度寄与しているかを評価する。	③ 事業の目的に照らして効果的な手法か。
			④ 施策や運営方針等の目的の実現に寄与しているか。
3	目 標 達 成	これまでの経過や他市の水準などと比較して、目標の設定水準が適切かどうか、事業の目的を達成するために最適な目標かどうかを評価します。併せて、その目標の達成状況の評価する。	⑤ 目標の水準は適切か。
			⑥ 計画通りに目標を達成できたか。
4	効 率 性	事業のコストがかかり過ぎていないか、最小の経費で最大の効果を発揮しているか、無駄がないかなど、経済性の面から評価する。また、事務作業に無駄がないか、更なる効率化が図られないかを評価する。	⑦ コストは縮減しているか。
			⑧ 事務は効率的に行われているか。

② 着眼点の評価

着眼点評価	着眼点に即した取組
4	十分できている
3	できている
2	あまりできていない
1	できていない

ウ 総合評価

評価項目の得点を合計し、100点満点に換算して、ランクを5段階で表示するので、以下のランクを参考に、複数の評価項目に関連するコメント、課題・問題点について総合的な評価を行った。

総合評価のランク

ランク	評価点	内 容
A	86以上	優れた取組が多く、十分成果が上がっている。
B	71～85	優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている。
C	56～70	一定の成果は上がっているが課題もあり、更なる取組によって上位を目指す必要がある。
D	41～55	成果が十分に上がっておらず、改善の余地が多く、更なる改善が必要である。
E	40以下	成果がほとんど上がっておらず、抜本的な見直しが必要である。

(3) 点検・評価項目について

教育委員会では、「曾於市教育行政の基本理念」に基づき、令和7年度においては8の重点施策を柱として、43項目に分類し、諸施策・事業を総合的に推進している。

今年度の点検・評価にあっては、次の3つの主要事業について点検・評価を行うものとする。

＊事業項目

教育総務課実施事業

- 1 曾於市学校給食センター施設整備事業

学校教育課実施事業

- 2 部活動地域移行推進事業

生涯学習課実施事業

- 3 民俗芸能団体補助金

様式第 2 号（第11条関係、第12条関係）

点検・評価報告書

項 目	曾於市学校給食センター施設整備事業
-----	-------------------

事業年度	R 6 年度	事業番号	561576	事業名	曾於市学校給食センター施設整備事業
------	--------	------	--------	-----	-------------------

判 定			
総 合 ラ ン ク	評 価 項 目		
	適 応 性	4	市民ニーズや社会経済情勢の現状に適しているか。
		4	事業を市が行う必要があるか。
	有 効 性	4	事業の目的に照らして効果的な手法か。
		4	施策や運営方針等の目的の実現に寄与しているか。
A (94) 点	目 標 達成度	4	目標の水準は適切か。
		4	計画どおりに目的を達成できたか。
	経 済 性 効率性	2	コストは縮減しているか。
		4	事務は効率的に行われているか。

事 業 の 概 要 (目的、内容等)	【目的】 学校給食を効率的かつ衛生的に提供するため老朽化した市内 4 か所の調理場を統合し、新たに学校給食センターを整備するものである。 【事業内容】 令和 5 年度から 2 か年で建設工事が計画されており、令和 6 年度が最終年度となる。前年度から引き続き、本体工事、外構工事、電気設備工事、機械設備工事、厨房設備工事を行う
事 業 の 実 績 及 び 成 果	令和 6 年 8 月に施設が完成し、9 月 1 日から市内小中学校に給食を供給することができた。最新の施設と設備を整備することで、学校給食衛生管理基準を満たした施設から、安全・安心な給食の提供が可能になった。
事 業 の 課 題 等 取 組 の 方 向 性	懸案事項として、屋上給排気設備から出る音の問題があり、問題解消に向けて改修工事を行っていく。

※ 外部評価委員会委員による評価、意見

給食センターの統合により、新しく整備された最新の設備の備わった施設の総事業費は相当規模のコストがかかっているが、そのコストの縮減は難しいものがあり、一番の課題である。

しかし、子どもたち、保護者は1日2,500食の安心安全な美味しい給食が届けられていることに大変感謝していると思う。栄養バランス等、科学的に考え抜かれた献立である上に、食の歴史や地域性を学ぶことも想定され、さらに大変美味しい食事であることに大変感銘を受けた。家庭では、これほど凝った料理を準備するのは難しいと思うし、食が身体や心を作る要素になることを考えると、未来を担う子供たちにとって極めて重要な事業といえる。子供たちの満足度も、感謝であふれた多くのメッセージから読み取れた。

給食費も完全無償化になり、喜びや感謝の声を聞いている。

又、アレルギー食へのきめ細かな対応がなされていること、そお good 給食、減塩給食、地産地消など、特色のある給食の提供もなされていて、素晴らしいと思う。

「そお good 給食」の際に配布されるプリントには食材の産地などの表記があり、分かりやすく、もともとあった市内3町の給食の味などを、摺り合わせようとする取り組みは素晴らしい。

※ 教育委員会委員による評価

老朽化した4つの調理場を統合し、学校給食衛生管理基準を満たす新たな施設を整備したことは、既存施設の維持管理費による中長期的な財政負担だけでなく、安全・安心な給食を提供し地域の児童生徒の健全育成に寄与するという点から妥当である。

運営に当たっても、積極的に試食会や見学会を実施し、市民に分かりやすく広報しており評価できる。

また、2026年からの国による給食費実質無償化に先立ち、市が給食費補助事業を立ち上げたことは保護者負担軽減に寄与している。

3町の給食センターが提供していた給食の質を維持しつつ、今後も栄養バランスや食材の選定について工夫しながら、安全で美味しい給食の提供をお願いしたい。

様式第2号（第11条関係、第12条関係）

点検・評価報告書

項 目	部活動地域移行推進事業
-----	-------------

事業年度	R 7 年度	事業番号	561685	事業名	部活動地域移行推進事業
------	--------	------	--------	-----	-------------

判 定			
総 合 ラ ン ク	評 価 項 目		
	適応性	3	市民ニーズや社会経済情勢の現状に適しているか。
		3	事業を市が行う必要があるか。
	有効性	3	事業の目的に照らして効果的な手法か。
		3	施策や運営方針等の目的の実現に寄与しているか。
C (69)点	目 標 達成度	2	目標の水準は適切か。
		3	計画どおりに目的を達成できたか。
	経済性 効率性	2	コストは縮減しているか。
		2	事務は効率的に行われているか。

事業の概要 (目的、内容等)	【目的】 曾於市立中学校の生徒にとって持続可能な望ましい部活動の環境の構築と中学校における働き方改革の実現を図る。 【事業内容】 ・中学校における部活動の段階的な地域移行に向けた課題に総合的に取り組むための推進協議会の設置及び運営や地域指導者の確保を行う。 ・部活動指導員を委嘱し、地域人材である部活動指導員が休日の部活動指導を行うことで、子供たちが専門的な指導を受けられる環境を確保しつつ、部活動の地域移行を一層進めていく。
事業の実績 及び成果	末吉中学校区で部活動地域移行モデルを実施した。部活動指導を学校から切り離し、地域の指導員を委嘱することで、子供たちに専門的な技術指導を行いながら、教職員の負担軽減につなげることができた。
事業の課題等 取組の方向性	令和7年度は、部活動地域移行をさらに進めるために、大隅地域、財部地域の部活動を地域の部活動指導員に委嘱し、現在9つの部活動、11人の指導員に協力をいただきながら進めている。 持続可能な事業としていくために、国や県の補助を活用しながら、指導者の確保、運営主体の検討について進めていく必要がある。

※ 外部評価委員会委員による評価、意見

教職員の働き方改革で、休日の練習や、引率の負担軽減、専門的な、質の高い指導が期待できる。一方で、クラブチーム等へ移行となると、指導者や練習場所の確保・保護者の金銭面や送迎等の負担、安全管理等の問題があることが分かった。国や県から補助をいただき、一人でも多くの子どもがスポーツや器楽などの部活動に参加できるような環境作りが必要だと思う。

県内でも部活動地域移行の難しさや課題が多い中で、曾於市においては、移行が県内でも多い方であると聞き、努力されている成果だと思った。地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。実現に向かって頑張ってもらいたい。

また、全国大会などの遠征にかかる費用の曾於市による2分の1の負担は保護者にとって大変助かる。

今後も説明会を予定されているようなので、行政が提供できる内容を理解してもらいつつ、生徒や保護者のニーズを把握して、対話を続けながら相互理解を図っていくことが大切かと思う。

※ 教育委員会委員による評価

教職員の負担軽減を図るとともに、部活動という子どもたちへの充実した活動機会を提供するため、部活動地域移行として9つの部活動を11人の指導員に委嘱できた点は評価できる。

一方で、地域差や指導者不足、金銭的負担による格差、運営体制の不透明さなど改善すべき課題は多い。教職員有志の協力をもらいながら広範囲の部活動を展開していくことや、民間のスポーツクラブを活用した部活動のあり方も検討していき、一人でも多くの子どもがスポーツや器楽などの部活動に参加できるような環境づくりが必要である。

様式第 2 号（第11条関係、第12条関係）

点検・評価報告書

項 目	民俗芸能団体補助金
-----	-----------

事業年度	R 7 年度	事業番号	42900	事業名	民俗芸能団体補助金
------	--------	------	-------	-----	-----------

判 定			
総 合 ランク	評 価 項 目		
	適応性	3	市民ニーズや社会経済情勢の現状に適しているか。
		4	事業を市が行う必要があるか。
	有効性	3	事業の目的に照らして効果的な手法か。
		4	施策や運営方針等の目的の実現に寄与しているか。
B (81)点	目 標 達成度	3	目標の水準は適切か。
		3	計画どおりに目的を達成できたか。
	経済性 効率性	3	コストは縮減しているか。
		3	事務は効率的に行われているか。

事業の概要 (目的、内容等)	【目的】 郷土に伝わる伝統芸能の保存と次世代への継承を図り、郷土の文化向上に資するため。 【事業内容】 伝統芸能の保存と伝承に取り組んでいる各保存団体（令和7年度現在10団体）に補助金を交付し、活動の助成を行っています。 各団体は、地域の催しや行事等で芸能を披露したり、地域の小学校に出向いての指導や芸能に使う諸道具の整備・点検を行われているなど保存・継承に努めています。 補助金の基準 <table><tr><td>国指定の文化財</td><td>120,000 円</td><td>県指定の文化財</td><td>100,000 円</td></tr><tr><td>市指定の文化財</td><td>70,000 円</td><td>未指定の文化財</td><td>50,000 円</td></tr><tr><td>流鏝馬用馬保存</td><td>500,000 円</td><td>鬼神太鼓保存</td><td>120,000 円</td></tr></table>	国指定の文化財	120,000 円	県指定の文化財	100,000 円	市指定の文化財	70,000 円	未指定の文化財	50,000 円	流鏝馬用馬保存	500,000 円	鬼神太鼓保存	120,000 円
国指定の文化財	120,000 円	県指定の文化財	100,000 円										
市指定の文化財	70,000 円	未指定の文化財	50,000 円										
流鏝馬用馬保存	500,000 円	鬼神太鼓保存	120,000 円										
事業の実績 及び成果	令和6年度については10団体に補助金を交付しており、交付団体は地域の行事や催し（そお市民祭、住吉神社の流鏝馬等）で伝統行事や郷土芸能を披露しました。また、今年度披露の機会が無かった団体においても、地域の小学校へ指導に出向いたり、使用する諸道具の点検・整備を継続して行われています。												

事業の課題等 取組の方向性	少子化・高齢化等の事情により、団体によっては積極的な活動が困難になっていることがあげられます。貴重な文化財を次世代へ継承していくために、補助金交付のみならず、各団体の活動を多面的に支援していく必要があると考えています。
------------------	---

※ 外部評価委員会委員による評価、意見

一見無くても生活には困らないが、地域におけるアイデンティティ（または自己肯定感等）を育んだり、人と人との繋がりを強固に保つ上で、失うべきではない営みだとする。

伝統芸能の保存と次世代への継承においては、少子化や高齢化などの事情や指導者の担い手不足でやむを得ず途絶えてしまう芸能もある。継承に成功している他地域の取り組みなどを参考に、参加者の門戸を広げるなど、時代に合わせていく工夫を検討する余地もあるのではないかと。町おこしや、地域活性化のためにも、今後も支援が必要である。

踊り等で使う道具や着物についても劣化し、消耗していくので、市からいただける補助金は、団体を維持していく上でも、とても有難い事。道具の整備をはじめ、たくさんの披露の機会を作り、郷土の文化向上のために、日々、頑張ってくださっている皆さんに少しでも多くの補助金の確保ができたらと思う。

例えば、末吉小学校では毎年、運動会で5年生が地元の保存会の方々の指導を受け、伝統芸能である「川内棒踊り」を披露するなど、大変良い取り組みをしている。これからも続けてほしい。他にも「流鏝馬」「鬼追い」や「弥五郎どん」など、県内でも有名な伝統行事があるが、後継者の育成などの支援を充実させてほしい。

※ 教育委員会委員による評価

過疎化や高齢化が進むなかで、郷土の伝統芸能の保存と次世代への継承のために、民族芸能団体への補助金による財政的な支援は今後も必要である。

また、担い手不足や後継者育成といった課題に対応していくため、地域と学校の連携、発表・披露の場の拡充と市民への発信、各地域の実情に合わせた中長期的な展望を各団体と一緒に考えていくなど、具体的かつ持続可能な支援について検討し、取り組みを進めていきたい。

資料1 点検・評価に係る経過

令和7年

12月14日 第1回曾於市教育委員会の権限に属する事務の外部評価委員会

- (1) 委嘱状交付
- (2) 委員長・副委員長互選
- (3) 令和7年度外部評価選定事業について
 - ア 学校教育課：部活動地域移行推進事業
 - イ 生涯学習課：民俗芸能団体補助金
- (4) 今後のスケジュール及び次回会について

令和8年

2月16日 第2回曾於市教育委員会の権限に属する事務の外部評価委員会

- (1) 令和7年度外部評価選定事業について
 - ア 教育総務課：曾於市学校給食センター施設整備事業

3月11日 第3回曾於市教育委員会の権限に属する事務の外部評価委員会

- (1) 3事業について協議

6月9日 令和8年第6回（6月）定例教育委員会

- (1) 議案「教育委員会に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書について」

6月下旬 公表

資料 2

曾於市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び 評価の実施に関する規則

平成21年 6 月 1 日
教育委員会規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づく曾於市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）を実施することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすため、その実施に関し基本的事項を定めるものとする。

(点検及び評価の対象)

第 2 条 点検及び評価の対象は、曾於市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）に掲げられた施策及び施策を構成する事業（以下「施策等」という。）であって、教育長が定めるものとする。

(点検及び評価の時点)

第 3 条 点検及び評価は、当該年度の施策等の進捗状況を総括するとともに、課題又は今後の取組みの方向性を示すものとして当該年度終了後速やかに実施するものとする。

(点検及び評価の主体)

第 4 条 点検及び評価の対象となる施策等を担当する主務課長（以下単に「主務課長」という。）は、当該施策等を企画立案し、及び遂行する立場から、評価対象の施策等について自ら点検及び評価を行うものとする。

(点検及び評価の視点)

第 5 条 点検及び評価は、次の視点を基本として行う。

- (1) 市民等の視点 市民やサービスの受け手のニーズを的確に把握し、迅速に対応しているか。
- (2) コスト削減の視点 全体経費を把握し、効率的・効果的な執行が図られているか。
- (3) 職場活性化の視点 仕事を客観的に見つめ直し、コスト意識やサービス精神の改善が図られているか。

(点検及び評価の手法)

第 6 条 点検及び評価に当たっては、できる限り具体的な指標を用いるものとする。

(点検・評価シート)

第 7 条 点検及び評価は、点検・評価シート（様式第 1 号）により行うものとする。

(実施手続)

第 8 条 主務課長は、点検・評価シートをとりまとめ、教育総務課長に提出するもの

とする。

（実施方針）

第9条 教育長は、事務の点検及び評価の計画的かつ着実な推進を図るため、事務の点検及び評価に関する実施方針を定めなければならない。

2 実施方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 事務の点検及び評価の実施に関する基本的な方針
- (2) 事務の点検及び評価の対象に関する事項
- (3) 事務の点検及び評価の視点に関する事項
- (4) 事務の点検及び評価の方法に関する事項
- (5) その他事務の点検及び評価の実施に関し必要な事項

（意見の聴取）

第10条 教育委員会は、点検及び評価について客観性及び公平性を確保するため、学識経験者等第三者による組織（以下「第三者機関」という。）を設置し、第8条の規定により提出された点検・評価シートに対し意見を聴取するものとする。この場合において、第三者機関は、必要に応じ主務課に対しヒアリングを実施することができる。

（教育委員会への付議等）

第11条 教育長は、提出された点検・評価シート及び第三者機関の意見を基に点検・評価報告書（様式第2号）の案を作成し、教育委員会の会議（以下「会議」という。）に付議するものとする。

2 教育委員は、前項の点検・評価報告書に基づき、会議において最終的な点検及び評価を行うものとする。

（市議会への提出及び公表）

第12条 教育長は、会議で議決された点検・評価報告書を、毎年6月に市議会へ提出するものとする。

2 前項の提出の後に、市のホームページ及び広報誌に掲載するなど市民が容易に情報を入手できる方法で公表するものとする。

（点検及び評価結果の反映）

第13条 主務課長は、点検及び評価の結果を踏まえて、基本計画の推進、予算要求等を行うものとする。

（その他）

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成21年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定にかかわらず、曾於市教育振興基本計画が策定されるまでの間は、

同条中「曾於市教育振興基本計画」とあるのは「曾於市教育行政要覧」と読み替えるものとする。